

御殿場市指定給水装置工事事業者指定申請等に関する必要書類一覧

御殿場市指定給水装置工事事業者指定申請等に添付する必要書類は下記のとおりです。

申請種類	必要添付書類	申請期日
新規指定	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）	
	機械器具調書（別表） 各器具の写真添付	
	誓約書（様式第2）	
	法人…定款（又は寄附行為）、登記事項証明書	
	個人…住民票の写し又は外国人登録証明書の写し	
	給水装置工事主任技術者免状の写し	
	事業所の位置図及び写真	
主任技術者の選任解任	給水装置主任技術者選任・解任届出書（様式第3）	14日以内 （選任） 遅滞なく （解任）
	給水装置工事主任技術者免状の写し （指定申請書と同日に申請する場合は申請書のものを代用可）	
指定事項 （名称・所在地・代表者等）の変更	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）	変更のあった日より30日以内
	法人…定款又は寄附行為及び登記事項証明書	
	個人…住民票の写し又は外国人登録証明書の写し	
	誓約書（代表者、役員変更の場合）	
廃止 休止 再開	変更後の免状の写し（免状の番号が変更になった場合）	30日以内 （廃止休止） 10日以内 （再開）
	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	
	廃止の場合…指定給水装置工事事業者証を返納 休止の場合…指定給水装置工事事業者証を提出	

◎ 指定給水装置工事事業者の指定を受けますと『御殿場市指定給水装置工事事業者証』が交付されます。（指定手数料10,000円 御殿場市給水装置設計施工指針2,000円）

◎ 指定給水装置工事事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付の申請ができます。（再交付手数料・・・1,000円）

お問合せ先

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483

御殿場市環境市民部上水道課 管理スタッフ

TEL 0550-82-4602

FAX 0550-83-4646